岩手県告示第730号

岩手県建設雇用改善優良事業所表彰実施要綱(昭和53年岩手県告示第1550号)の一部を次のように改正する。 平成21年9月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

(表彰対象)

第2 表彰は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 第2 表彰は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51年法律第33号。以下「法」という。) 第5条第1項に規定 する雇用管理責任者を選任し、配置するとともに、その資質 の向上のための具体的努力を行い、建設労働者(法第2条第 2項に規定する建設労働者をいう。以下同じ。)の雇用の改 善について、次の各号のいずれにも該当する努力と成果が顕 著にみられる中小建設事業所(資本の額若しくは出資の総額 が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下の建設事 業を行う事業所をいう。) について行う。

改正前

(1) 建設労働者の雇用の改善に関すること。

ア~ウ 「略]

エ 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第36条の規定に基 づく協定の締結及び届出、同法第89条第1項の規定によ る就業規則の作成及び届出並びに同法第107条に規定す る労働者名簿、同法第108条に規定する賃金台帳等の備付 け及び整備が適正に行われていること。

 $(2)\sim(4)$ 「略]

(表彰対象)

51年法律第33号。以下「法」という。) 第5条第1項に規定 する雇用管理責任者を選任し、配置するとともに、その資質 の向上のための具体的努力を行い、建設労働者(法第2条第 4項に規定する建設労働者をいう。以下同じ。)の雇用の改 善について、次の各号のいずれにも該当する努力と成果が顕 著にみられる中小建設事業所(資本の額若しくは出資の総額 が3億円以下又は常時雇用する労働者が300人以下の建設事 業を行う事業所をいう。) について行う。

改正後

(1) 建設労働者の雇用の改善に関すること。

ア~ウ 「略]

エ 労働基準法 (昭和22年法律第49号) 第36条の規定に基 づく協定の締結及び届出、同法第89条の規定による就業 規則の作成及び届出並びに同法第107条第1項に規定す る労働者名簿、同法第108条に規定する賃金台帳等の備付 け及び整備が適正に行われていること。

 $(2)\sim(4)$ 「略]

備考 改正部分は、下線の部分である。